

大牟田市運送事業者等支援金

申請受付中！

物流の2024年問題及び燃料価格の高騰に直面している運送事業者等に対し、事業継続を応援するため対象車両の台数に応じて支援金を支給します。



支給対象

大牟田市内に本社または営業所を有し、次に掲げるいずれかの対象事業を営む中小企業者が、運輸局等に登録・届出をしている事業用車両[令和6年7月1日時点]

支給金額

対象車両1台につき

2万円 支給対象

- トラック運送事業
- 貸切バス事業

1万円 支給対象

- タクシー・介護タクシー事業
- 自動車運転代行業

申請期間

令和6年

7月10日(水) ▶ 9月30日(月) 必着

申請は原則「郵送」で受け付けています。窓口で申請する場合は、事前予約が必要です。

〈郵送先〉

〒836-8666 ※住所不要
大牟田市産業振興課「運送事業者等支援金」担当

〈申請書等〉

申請書は、大牟田市産業振興課で配布するほか、市ホームページからダウンロードすることができます。



〈相談・窓口申請予約〉

問合せ先 0944-41-2724

受付時間 9:00~12:00/13:00~17:00 (平日のみ)

大牟田市運送事業者等支援金

検索





対象事業・車両

	対象事業	対象車両（リース含む）
1	トラック運送事業（貨物自動車運送事業）	事業用車両（緑・黒ナンバーのみ）
2	貸切バス事業（一般貸切旅客自動車運送事業）	
3	タクシー・介護タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業）	
4	自動車運転代行業	登録車両（随伴用車両）

- 対象車両は、自動車検査証において、支援金申請日時点で有効期間内であること及び市内を使用の本拠とした事業用車両（二輪を除く）であることが確認できる車両に限る。
- 1においては、被けん引車や自動車の種別が特殊車両であるものは除く。

申請に必要な書類

※申請前に、下記提出書類が揃っていることを必ずご確認ください。

		 トラック 運送事業	 貸切 バス事業	 タクシー／介護 タクシー事業	 自動車 運転代行業
1	申請書（様式第1号）	○	○	○	○
2	対象車両一覧（様式第2号）	○	○	○	○
3	運輸局からの許可書または更新許可書等のいずれかの写し （貨物軽自動車運送事業は事業経営届出書等の写し）	○	○	○	—
4	公安委員会からの認定通知書または代行運転自動車標識のいずれかの写し	—	—	—	○
5	対象車両全てに係る車検証の写し ※電子車検証(A6サイズ)の場合は、自動車検査証記録事項の写しと合わせてご提出ください。	○	○	○	○
6	運輸局へ提出した直近の事業実績報告書の写し （貨物軽自動車運送事業を除く）	○ ※軽貨物を除く	○	○	—
7	運転代行業保険または共済証書の写し	—	—	—	○
8	【法人】 直近の法人税確定申告書別表1及び別表2の写し	○	○	○	○
	【個人事業者】 令和5年分の確定申告書及び所得税青色申告決算書または収支内訳書の写し	○	○	○	○

- 8の「確定申告書の写し」は、税務署の收受印又は税理士の証明印があるものを提出してください。電子申告（e-TAX）の場合は「受信通知（メール詳細）を添付してください。申告書上部に受付日時・受付番号がある場合は不要です。